

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月28日

【事業年度】 第11期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社We l b y

【英訳名】 We l b y Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 比木 武

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

【電話番号】 03-6206-2937 (代表)

【事務連絡者氏名】 上級執行役員 コーポレート部長 近藤 成志

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

【電話番号】 03-6206-2937 (代表)

【事務連絡者氏名】 上級執行役員 コーポレート部長 近藤 成志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	474,753	808,005	798,516	864,644	1,139,189
経常利益又は 経常損失() (千円)	76,092	153,959	1,354	237,404	109,671
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	76,963	176,566	11,303	353,093	130,675
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	684,900	684,900	903,050	916,650	916,650
発行済株式総数 普通株式 (株) A種優先株式	1,680 175	1,855,000	7,784,800	7,832,800	7,832,800
純資産額 (千円)	1,066,763	1,243,330	1,668,327	1,357,539	1,259,278
総資産額 (千円)	1,227,179	1,406,481	1,829,182	1,520,139	1,394,108
1株当たり純資産額 普通株式 (円) A種優先株式	115.37 416.39	167.56	214.31	173.32	160.77
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() 普通株式 (円) A種優先株式	16.41 27.25	23.80	1.47	45.18	16.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	86.9	88.4	91.2	88.3	86.9
自己資本利益率 (%)		15.3			
株価収益率 (倍)			1,501.4	26.7	42.1
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	23,631	1,689	168,321	110,970	95,947
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,070	50,712	83,944	19,485	34,557
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,034,231	7,140	429,160	19,996	7,140
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,091,469	1,031,926	1,208,821	1,098,361	960,716
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	31 (4)	34 (7)	43 (8)	45 (5)	45 (0)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	()	()	()	54.6 (107.4)	31.9 (121.1)
最高株価 (円)			5,000 (20,000)	2,510	1,655
最低株価 (円)			1,900	880	676

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。
 4. 第8期を除き自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 5. 当社は、2018年3月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そのため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。また、当社は、2019年10月4日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。そのため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
 6. 第8期を除き潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、第7期及び第8期の当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
 7. 第7期及び第8期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 9. 2018年12月17日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2018年12月20日付で当該A種優先株式を消却しております。なお、当社は、2018年12月28日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
 10. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
 11. 第7期から第9期までの株主総利回りは第8期が非上場であるため記載しておりません。第10期及び第11期の株主総利回りについては、第9期の事業年度末の株価を分母として算定しております。

2 【沿革】

年月	事項
2011年 9月	東京都渋谷区に株式会社ウェルビー設立(資本金3,400千円)
2014年 8月	東京都千代田区に本社移転
2015年 6月	徳島大学と共同で、2型糖尿病患者のためのセルフモニタリングシステムを開発
2015年 8月	医療機器製造販売業第二種免許取得
2015年 8月	Welbyデータマネジメントツールを臨床試験に提供開始
2016年 4月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得
2016年 9月	シニア層向けスマートフォン端末に「Welbyマイカルテ」プリインストール提供開始
2017年 2月	東京都中央区日本橋本町三丁目に本社移転
2017年12月	株式会社デジタルガレージ、日本郵政グループへ第三者割当増資及び業務提携
2018年 5月	臨床研究向け新サービス「Welby RWEソリューション」提供開始
2018年10月	社名を株式会社ウェルビーから株式会社Welbyへ変更
2019年 3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年 7月	当社ePROシステムを利用した聖マリアンナ医科大学の胃がん領域の臨床研究が開始
2019年 9月	日本結節性硬化症学会と共同で 結節性硬化症患者のための「レジストリJTSRIM」の構築開始
2019年10月	株式会社ベネフィット・ワンと企業・健保向け健康管理サービスで業務提携
2019年11月	東京都中央区日本橋本町二丁目に本社移転
2019年11月	株式会社スズケンと医療機関へのPHR普及等を目的に資本業務提携
2019年12月	がん向けPHRプラットフォーム「WelbyマイカルテONC」リリース
2020年 4月	新型コロナウイルス対策 WEBチェック・情報共有ツールを提供開始
2020年 5月	フクダ電子株式会社と医療機関向けデータ管理で業務提携
2020年 5月	株式会社インテージヘルスケアとPHR及びePRO事業の拡大を目的に業務提携
2020年 6月	アストラゼネカ株式会社とPHRをベースにしたデジタル活用を推進する戦略的パートナーシップ契約を締結
2020年 8月	大同生命保険株式会社と新商品サービス開発等を目的とした業務提携
2020年10月	PHR利用者向けショッピングサービス「Welbyマイカルテモール」サービス開始
2020年10月	がん患者向けサポートを目的としてアフラック生命保険株式会社と業務提携
2021年 2月	徳島大学と AI を活用した糖尿病自己管理支援システムの共同研究を開始
2021年 2月	PHRやePROにおいてさらなるデータ活用などを推進することを目的として株式会社インテージヘルスケアと資本業務提携
2021年 3月	新型コロナワクチン接種前後の症状管理・共有を担うPHRプラットフォームを提供
2021年 4月	ISO27017 (ISMSクラウドセキュリティ認証) を取得
2021年 5月	WJOG (西日本がん研究機構) 主導の観察研究で、ePROとして「WelbyマイカルテONC」が採用
2021年 5月	富士通Japan株式会社の電子カルテシステムと新型コロナワクチン接種管理サービスの連携を開始
2021年 8月	PHRを基点としたヘルスケアサービス創出を目指し株式会社電通と業務提携

3 【事業の内容】

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、糖尿病・高血圧症などの生活習慣病をはじめとする様々な疾患の治療分野において患者の自己管理をサポートするPHR (Personal Health Record)プラットフォームサービス を展開しております。

「PHR」とは、個人によって電子的に管理される自らの健康・医療情報のことを指します。また、個人のスマートフォン経由で記録された血圧、体重、血糖値等の数値情報や生活情報、医療機関と連携して取得された検査数値、薬剤処方記録など、システム上で収集された健康情報も含め、これを広義のPHRと表現することも近年では一般的となっており、当社はこの考え方を援用し「PHR」を定義しています。

「プラットフォーム」とは、当社が構築・運営する各疾患別のアプリを経由して、患者から提供された症状その他の医療情報等の記録、医療情報のデータベースへの保存・管理、Webサービスを利用した医療情報の医療機関等との共有などを可能にする、当社が運営する一連サービスのこと。

当社が構築・運営する各疾患別のアプリを、主に医療者もしくは医療機関が患者に対してパンフレットを通じて当社のサービスであることを紹介し、患者が自らの意思により、アプリストア等から該当アプリをダウンロードして頂き、当社の利用規約等に同意した上で、自らの健康・医療情報等を当社のプラットフォームに保存して頂いております。当該プロセスにおいて、患者が不明点等生じる場合は、パンフレットに記載の当社カスタマーサポート部門にて、電話もしくはメールにてサポートしています。

医療者と患者がPHRプラットフォーム上で患者の健康・医療情報等を共有することで、本PHRプラットフォームサービスは疾病管理ツールとして機能します。具体的には、患者がアプリに記録したデータを医療者が定期的に確認し、またアプリを通じて、医療者が患者へメッセージ送信を行なうことができるなど、双方向のコミュニケーションをもって患者の治療継続の支援と行動変容を促進することで、治療による臨床上的効果を高めることが可能となります。

当社が提供するPHRプラットフォームは、患者の「治療継続の支援」や「自己健康管理の促進」にフォーカスしたものであり、医療者によるアプリの推奨のほか、医療機器メーカーや医薬品卸事業者との提携、製薬企業との連携、ウェブマーケティングの実施等、様々なチャネルを活用して拡大施策を講じており、2021年12月末時点で、各アプリの合計ダウンロード数は、約92万回に達しております。

当社は、医療分野におけるPHRプラットフォームの構築を目的とする事業並びにこれに付随する業務の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、個別サービスについて記載しております。

疾患ソリューションサービス

製薬企業からの依頼によるPHRプラットフォームの開発等であります。具体的には、当社は、生活習慣病領域、がん及び特定慢性疾患領域において、製薬企業からの依頼を受けて、主に新薬の上市に伴う医薬品の適正使用促進と疾患啓発のために、当該疾患に関わる医療従事者や患者からの意見を頂きながら、当該疾患領域の患者及び医療従事者向けに、疾患治療における自己管理や治療継続を支援、また医療機関や臨床研究との連携を促進するためのPHRプラットフォームサービスを開発・運営しております。製薬企業にとっては当該プラットフォームサービスを活用した活動を通じて、自社医薬品の医療従事者間における知名度の向上と、患者の治療継続へのサポートによる医薬品の売上増加等の効果が期待されます。また、最近ではPHRプラットフォームを臨床研究のためのPRO 情報収集ツール(ePRO)として活用する製薬企業も増えていきます。

PHRプラットフォームサービスの構築に際しては、当社は当該分野の患者及び医療従事者の実臨床上の意見を頂きながら開発・運営しており、製薬企業よりプラットフォームのサービス構築費用（開発費用）及び利用料を頂いております。また、開発されたPHRプラットフォームは主に製薬企業のブランド名で患者及び医療従事者に提供されることとなりますが、プラットフォームサービスの保守、運用、カスタマーサポートなどの運営は当社で担っております。

疾患ソリューションサービスの売上高は製薬企業からのサービス構築費用を中心に、当社売上高の約7割強を占める状況となっており、プラットフォームサービスの導入製薬企業数、疾患数等と連動して、収益が変動する仕組みとなっております。

また、当社は疾患ソリューションサービスの各PHRプラットフォームサービスを通じて蓄積した患者のPROデータ については、患者と医療従事者間の臨床上的情報共有のため当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しております。

製薬企業向けには、共同開発した対象サービスから取得された情報をマーケティング目的や臨床研究目的に、患者からの適切な同意取得を行ったうえで提供しています。

「PRO」(Patient Reported Outcome)とは、医師による評価ではなく、患者自らが生活・健康状態・治療について、主に自記式質問票により、患者又は被験者から直接得られる情報を指します。

なお、当社が提供する主なPHRプラットフォームサービスは以下のとおりです。

(生活習慣病領域)

サービス名	概要
Welby血糖値ノート	主に1型糖尿病患者の治療への取り組みをサポートするアプリケーションです。血糖値のほか、インスリン注射量、ブドウ糖の摂取量等1型糖尿病治療に関連する各データの記録管理をサポートします。
らくらく血圧日記	高血圧症患者を対象としたスマートフォンアプリケーションです。日常の家庭血圧の測定や服薬状況を簡単に記録できます。通信機能をもつ血圧計との連携のほか、一部の機種については、カメラによる測定数値の読み込みも可能です。また、登録医療機関とデータを共有し、医師はよりの確な治療にあたることができます。

(がん領域)

サービス名	概要
つたえるアプリ	がん治療中の身体とこころに生じる様々な「つらさ」について、患者がその情報をアプリケーションに記録し、医師に適切に伝えることをサポートするアプリケーションです。治療中における、痛み、だるさ、吐き気、気分の落ち込み、皮膚症状、しびれなど様々な「つらさ」の状態を医師と共有し、限られた診察時間内で効率的に患者の状況を把握し、医師はよりの確な治療にあたることができます。
WelbyマイカルテONC	がん患者向け治療支援プラットフォームです。通院時の医師からの説明のメモ、レントゲンやCTの画像記録、症状や食事、運動の記録とその振り返り、がんに関する疾患啓発情報の提供などを通して、医師と患者の情報ギャップの緩和、コミュニケーションを向上させ、がん診療及び治療体験の改善を図ります。
Tダイアリー	肺がん治療薬であるタグリッソ®(一般名：オシメルチニブ、以下、タグリッソ)による治療を受ける患者さんの治療管理をサポートするアプリです。服薬状況、体調の変化、症状などをアプリ上で一元管理できるとともに、症状に対するセルフケア法など、タグリッソによる治療を継続するにあたり必要となるさまざまなサポート情報をアプリから直接得ることが可能となります。
NyuPage	乳がん治療薬であるページニオ®(一般名：アベマシクリブ、以下、ページニオ)による治療を受ける患者さんが日々の体調を記録することで、ご自身で副作用の状況を把握し、対処することをサポートするアプリです。気になる症状や日々の体調の記録、体調データのグラフ化による振り返り、日々の記録内容の共有などを通して、ページニオによる治療のサポートを図ります。

(特定慢性疾患領域)

サービス名	概要
リウマチダイアリー	関節リウマチ患者のための症状チェック、服薬管理、診察をサポートするアプリケーションです。服薬の習慣化や症状・体調の管理、診察時における医師とのコミュニケーションなどに役立てることができます。
AOZORA	成人期の注意欠陥・多動性障害(ADHD)当事者のためのスマートフォンアプリケーションです。日々の服薬サポート、通院などのスケジュールの管理、仕事や対人関係、日常生活をセルフチェックするなどの機能を備え、注意欠如・多動性障害等の症状による悩みをサポートします。
いたみ連絡帳	慢性的な肩・腰・膝の日々の痛みの状況をご自身でチェックし、治療や服薬をサポートするサービスです。痛みがあっても目標を設定、その活動状況を記録、データを見える化・レポート化して、病院で医師に見せて体調を共有できます。
こころケア	「こころケア」は、日々の服薬をサポートする機能と、睡眠状況や統合失調症の再発に関わる症状の自己管理をサポートする機能で、当事者のみなさんのリカバリーをサポートするスマートフォンアプリケーションです。

サービス名	概要
IBDサブリ	潰瘍性大腸炎やクローン病などの炎症性腸疾患 (IBD) 患者のためのスマートフォンアプリケーションです。排便状況などの症状を見える化し、在宅時の状態・経過を、アプリケーションを介して医療従事者に伝えることで、医師 = 患者間の適切なコミュニケーションを促すことが期待されます。
PAHケアノート	肺動脈性肺高血圧症 (PAH) の患者が、日々の症状 (息切れ、だるさ、痛み、むくみ、めまい等) や服薬状況の記録・振り返りに、また診察時に治療医とのコミュニケーションツールとしてご活用頂けるアプリケーションです。服薬アドヒアランス向上や問診の効率化などに役立てることが出来ます。
SMAiLEE	脊髄性筋萎縮症 (SMA) 患者のご家族が自宅で撮影した動画を医師の診察時に役立てて頂くためのアプリケーションで、自宅での患者の運動動画を簡単に撮影・編集することができる機能を持ちます。本アプリケーションの登録会員には地域の病院やクリニックに受診する際の相談や、地域の社会保障制度やバリアフリー情報の調査を代行するサービス等も提供します。
リハビリ日誌	パーキンソン病患者のリハビリテーションの継続や、日常の気になる症状を記録できる、パーキンソン病の治療をサポートするアプリケーションです。患者がご自身の症状に合わせてリハビリ活動の計画や進捗管理、ウォーキングの歩数管理等をアプリケーションを通じて行うことができ、また気になる症状の記録や振り返り、服薬記録と通院管理もできます。
HAE ノート	遺伝性血管性浮腫 (HAE) 患者の症状の記録及び撮影サービスを提供するアプリケーションで、患者ご自身の症状をより具体的に把握できるようになり、受診しなかった時の症状を医療者に見せることで、医療者は患者の症状を的確に把握することができ、円滑なコミュニケーションにつながります。また、未診断を減らし、患者のご家族・ご親族を守ることを意図した「HAEを伝える」、「ファミリーツリーを作成する」の機能があります。
ニキピログ	ニキピ患者の治療継続をサポートするスマートフォン用のアプリです。ニキピに関するアドバイス、写真やおくすり使用状況などの記録により治療の継続をサポートします。
アトピーノート	アトピー患者の治療継続をサポートするスマートフォン用アプリです。かゆみ度合いの記録と患部の写真記録、グラフでの振り返り、患者向け疾患啓発ウェブサイトとの連動等により患者のスキンケアをサポートし、アトピー治療の質を向上します。
クローン病臨床研究 ePRO システム	クローン病患者の発端コホートレジストリ研究においてPRO収集を行う目的で提供している ePRO システムです。
LupusPRO	全身性エリテマトーデス (SLE) の評価を目的としたPRO問診票の収集が可能な患者向けシステムとそれを診療の中で閲覧可能な医療者向けシステムをあわせて提供しています。
ユーサボ	過活動膀胱 (OAB) 患者さんの「生活習慣改善をサポート」するため、食事の画像解析、改善アドバイスに加え、症状チェックや尿検査からの塩分推計などの把握、OABに関する情報等を提供しています。「夜間頻尿診療ガイドライン [第2版]」では、夜間多尿を伴う夜間頻尿患者さんに対する塩分制限の推奨について新たにCQ (Clinical Question) が作成され、その中で「ユーサボ」は「食生活の改善サポート」が期待できるスマートフォンアプリとして掲載されています。
日本結節性硬化症レジストリ (JTSRIM)	JTSRIMは結節性硬化症 (TSC) の医療の質を向上し、各々の患者さんがより適切に検査・治療を受けられる様にすべく、Personal Health Record (PHR) を活用して構築したレジストリシステムです。患者さん・ご家族向け及び医療者のサービスより構成されており、「睡眠・てんかん発作」「TANDチェック」「服薬状況」を記録することができます。また、医療者サービスと連携することにより、医療者が記録した診察時の「検査記録」「医師の診療所見」を振り返ることが可能になるほか、医療者にタイムリーに記録した情報を共有することができます。患者さん・ご家族の方が連携した医療者同士は情報を共有することができます。

Welbyマイカルテサービス

Welbyマイカルテサービスは、糖尿病や高血圧症等生活習慣病全般、及び生活習慣病予備軍の患者の自己管理をサポートする当社自社構築・運営のクラウドサービスです。通信機能を持つ血圧計、血糖測定器、及びウェアラブル機器等とのデータ連携により、血糖値・血圧・体重などの測定値や、食事、運動、睡眠やIHB(不規則脈波)などの疾患治療に必要なデータの記録を簡単にできます。また、患者が記録したデータを、ご自身の家族や、登録医療機関とデータを共有し、医師による治療サポートを受けることも可能です。2020年初からの新型コロナウイルス感染症の蔓延に対応して、体温、風邪の症状、倦怠感、息苦しさなど、新型コロナウイルス感染が疑われる症状の有無を記録し、医療機関や企業と情報連携できる機能も付与されています。

Welbyマイカルテサービスの売上高は、健康保険組合、自治体及び一般企業に対する従業員の生活習慣病重症化予防ツールとしての利用料課金、製薬会社、機器メーカー及び検査会社等医療関連企業への月額利用料課金、及び有料利用医療機関へ月額利用料の課金によって構成されています。有料利用の企業数、医療機関数等と連動して、収益が変動する仕組みとなっており、当社売上高の約3割弱を占める状況となっています。

健康保険組合、自治体及び一般企業向けには、近年、生活習慣病重症化予防におけるICT化の推進と各自治体、企業の地域住民及び従業員等への健康維持に対する意識の向上により、運動・血圧・食事・体重等記録データの自己モニタリング及び管理栄養士、保健師等の指導による生活習慣病の重症化予防サービス、及び重症化した場合に患者と医療機関をデータ連携して治療を受けるサービスを提供しており、自治体及び一般企業にとっては、対象者の生活習慣病重症化予防から治療まで一気通貫のサービスを住民及び従業員等へ提供することができます。

製薬会社、機器メーカー及び検査会社等医療関連企業向けには、当該企業がWelbyマイカルテのプラットフォームを利用することで、マーケティング上において、広告等を通じて医療機関や患者へ生活習慣病の治療に役立つ情報の提供、及び当該企業の計測機器と検査データ等をWelbyマイカルテに通じて、医療機関及び患者と連携することで、自社製品の利便性を向上しております。

医療機関向けには、大学病院や一般内科クリニックを中心に、「患者の継続治療への支援」、「患者治療アウトカム の改善」、及び「診療業務の効率化」を主要な目的として導入を進めており、Welbyマイカルテを活用した治療事例が「日本糖尿病学会」や「日本高血圧学会」等の国内主要学会で紹介されております。また、徳島大学や福島県喜多方医師会等においては、地方公共団体及び医師会と共同して、市民を対象とした患者に血圧計を貸出し、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の自己管理、及びWelbyマイカルテを通じて担当医師に共有する地域連携のツールとしても導入されております。

「治療アウトカム」とは、治療や予防などの医学的介入から得られるすべての結末のことを指します。臨床研究においては、介入効果によって得られる判定項目をアウトカムといいます。

上記のような活動を通して普及が進むことにより、Welbyマイカルテのユーザーが登録したかかりつけ医療機関は約25,500施設（無料利用施設を含み、重複を除く）あり、Welby各アプリの合計ダウンロード数は約92万回となっております。

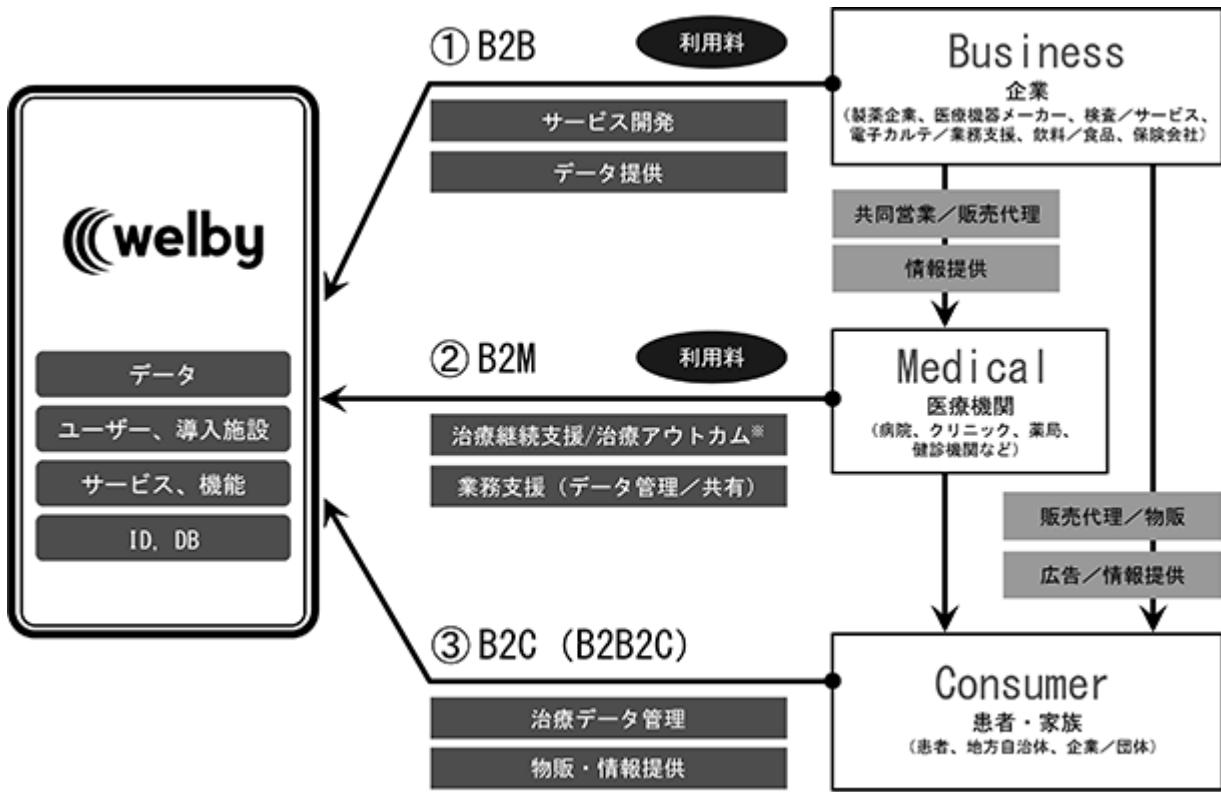
Welbyアプリの普及状況

項目	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
Welbyアプリダウンロード数 (千回)	366	526	679	832	924

Welbyマイカルテを通じて蓄積した各種患者PROデータについては、患者と医療従事者間の臨床上的情報共有のために当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証としての利用患者数、記録データ（血圧、体重の平均値等）の統計情報の提供、及び患者の個別同意を取得した上で、学術利用目的に限定して学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

また、当社は学会、大学病院、医療機関、研究機関等からの依頼を受けて、学術利用目的に限定した臨床研究専用のPHRプラットフォームを構築・運営しており、患者の個別同意を取得した上で、患者PROデータを学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



※治療や予防などの医学的介入から得られるすべての結果のことを指す。
臨床研究においては、介入効果によって得られる判定項目をアウトカムという。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45 (0)	37.8	1.9	7,412

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておきませんが、全従業員の互選により労働者代表が選出されております。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は以下のとおりです。また、将来に関する事項については別段の記載のない限り、本書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営方針

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションとして掲げております。この事業ミッションに基づき、患者、医師をはじめとする医療従事者、医療業界を取り巻くプレーヤー(製薬企業、医療機器メーカー、自治体等)の方々とともに共同でサービスの開発・運営を行っており、今後も同分野における新規事業の開発等に積極的に取り組んでいく方針であります。

(2) 経営戦略等

当社は、PHRプラットフォームサービス事業に引き続き経営資源を集中してまいります。

創業以来取り組んでいるPHRプラットフォームサービスは、各疾患領域でのサービスメニューを拡充しており、臨床現場におけるユーザー(患者)の行動変容による様々な効果が報告されつつあります。患者の行動変容が起こりやすい傾向がある疾患領域は多く存在しており、当社が未だアプローチできていない領域については、より効果的な提案活動を推進するための施策を講じております。

また、当社はPHRプラットフォームを他社のサービス等と連携させることで、双方のサービスの相乗効果を高め、医療者や患者により利便性の高いサービスを提供していく方針であります。各医療関連事業者との共同プラットフォーム開発など、各方面におけるサービス基盤の構築を引き続き進めてまいります。

これらの取り組みにより、「医療×デジタル」の価値を高め、持続的な成長と安定的な収益を実現してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、高い成長性及び生産性をもって収益に結びつけ、継続的に成長していくことを経営上の目標としております。収益性及び成長性などの各経営指標のバランスを重視し、外部環境やトレンドに左右されることのない財務基盤を構築することで、企業価値の向上を図ってまいります。具体的には、売上高、営業利益、経常利益を重要な指標と考えております。

(4) 経営環境

経営環境につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績」に記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、PHRプラットフォームサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

サービス強化

患者及び医療者が治療プロセスの中で、より良いサービスを使用して頂くために、当社は、患者及び医療者のニーズに基づく、機能改修、UX/UIの改修、疾患領域のカバレッジの拡大、データ連携計測機器の追加、及び検査値・薬剤処方データ等各種医療データとの連携について、強化し続けていきたいと考えております。

「UX」とは、ユーザーエクスペリエンス(User Experience)の略で、「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験」を指します。

「UI」とは、ユーザーインターフェイス(User Interface)の略で、「ユーザーの目に触れる部分又は使用する部分」を指します。

サービスの普及

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、ユーザー（医療者及び患者）にとって魅力あるサービスを継続的に提供することに加え、各サービスの知名度や当社のコーポレートブランド価値、顧客ベースを持つ企業との連携などによるサービス普及が不可欠であると考えております。そのために各主要学会でのクリニカル・エビデンスの発表、広報、広告宣伝、各種企業との営業連携、サービス連携の推進などを通じてサービス普及活動に積極的に取り組んでまいります。

データの適正な取り扱い

当社が提供する患者向けPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の様々なPROデータが蓄積されておりますが、要配慮情報を含む医療情報であるため、事業推進に当たっては適正な利用を図る必要があります。

疾患ソリューションサービスにおいては、患者のPROデータは、患者と医療従事者間の臨床上的情報共有のため当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しております。製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しており、同意を得ない各患者個別データ（個人情報含む）については提供しておりません。

Welbyマイカルテサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上的情報共有のために当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証としての利用患者数、記録データ（血圧、体重の平均値等）の統計情報の提供をしています。学術利用目的のために学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供する際には、患者の個別同意を取得したうえで実施しています。

学術利用目的に限定した臨床研究専用のPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の個別同意を取得したうえで、患者PROデータを学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

上記のように要配慮情報含む個人情報の適正利用を担保することにより患者及び医療従事者からの信頼を維持すると同時に、情報セキュリティの観点から安心してプラットフォームを活用いただけるよう、個人情報保護法、「3省2ガイドライン」、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」、アメリカの「HIPAA法」（Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996）等により求められるデータセキュリティ課題にも引き続き対応してまいります。

「3省2ガイドライン」とは、医療機関や医療情報を取り扱う情報処理事業者等が準拠すべき総務省、厚生労働省、経済産業省各省が策定したガイドラインの総称を指します。

「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」とは、民間PHR（Personal Health Record）サービスが適切に活用されることを目的に、経済産業省、厚生労働省、総務省各省が民間PHR事業者のために策定したルールを指します。

「HIPAA法」とは、アメリカにおける医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律。医療情報の電子化の推進とそれに関係するプライバシー保護やセキュリティ確保について定めた法律を指します。

優秀な人材の確保及び育成

当社の業容拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。社内外を問わず人材リソースの確保のため、採用チャネルの多様化、エージェント企業との協力関係の構築などを積極的に進める方針であります。人材育成については、各人の担当業務に関するOJTを実施し、且つ各種研修機会の提供を通じて自己の成長を推進するとともに、リーダー層においてはマネジメントスキル向上のための施策を講じてまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に添えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う医療領域のDX(Digital Transformation)化の流れがPHRの活用追い風になるなど現在商談進行中のプロジェクトは前期比で拡大しておりますが、意思決定の遅延などにより受注のリードタイムが長期化する傾向があります。新型コロナウイルス感染拡大が社会経済環境及び主要な顧客である製薬会社等の業績や意思決定に与える影響など現時点で不確定要素が極めて大きく、現時点で先行きが不透明な部分もあり、継続して注視してまいります。

なお、当社では、従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、テレワークの推奨、オンラインツールを活用した打合せの推進及び時差出勤の推奨等、感染リスク低減のための措置を実施しております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

(事業環境に関するリスク)

医療及びヘルスケア市場について

当社の売上高の多くが、医療・ヘルスケア関連分野からのものとなっています。同業界は今後も市場の成長が見込まれますが、何らかの理由により、市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小するなどした場合や、新たな市場動向に当社が対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の主要顧客である製薬企業においては、グローバルなレベルでの企業間競争及び再編の動きが続いており、これは当社が提供するプラットフォームサービス展開を加速させる可能性がある一方、製薬企業の戦略方針の変更又は再編された既存顧客による契約見直しを要求されることも考えられます。その契約内容により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

競合について

当社は、「患者・家族が自己管理をする」ための支援サービス提供を主な事業としております。提供アプリの最適なUI/UXを追求した機能設計、特色あるサービスの提供、取引の安全性の確保やカスタマーサポート充実への取り組みなどにより、競争力の向上を図っております。しかし、当社が継続的に優位性を高め、エンドユーザーの利用価値の維持向上を図ることの可否については不確実な面があります。今後、高い知名度、幅広い顧客基盤を有する先行同業他社による模倣や、資本力、マーケティング力、専門性を有する企業等の参入によって、当社の競争優位性が低下または競争が激化する等の状況が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新規サービス展開に伴うリスクについて

医療業界においては、PHRプラットフォームの標準サービスがなく、当社は、事業ミッションに基づき、患者、医師をはじめとする医療従事者、医療業界を取り巻くプレーヤー(製薬企業、医療機器メーカー、自治体等)の方々とともに共同開発・運営を行っており、今後も同分野における新規事業の開発等に積極的に取り組んでおります。新規事業の開発にかかる人材、システム、広告等に対する追加的な支出の発生及び事業が安定して収益を生み出すまでにはある程度の時間がかかることから、これにより当社の利益が一時的に低下する可能性があります。また、当社が想定するプラットフォームの標準化の立ち上がりスピード及び当該新規事業が想定どおりに推移しない場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

(事業運営に関するリスク)

収益の季節変動性について

当社の収益は主要顧客である大手製薬会社の決算期に納品・検収のタイミングが影響される傾向にあり、特に近年は外資系製薬企業の決算が集中する第4四半期会計期間における納品・検収が顕著に大きくなる傾向があるため、売上高及び利益がそれらの時期に集中する傾向があります。このため、特定の四半期業績をもって当社の通期業績見通しを早期に判断することは困難な場合があります。また、当社は顧客企業の検収をもって売上を計上しておりますので、期末月に売上計上を計画する案件については、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により期ずれが生じる可能性があり、当該要因により当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第11期事業年度における四半期別の売上高及び営業損益は、次のとおりであります。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高(千円)	205,294	184,069	322,331	427,493	1,139,189
営業利益 又は営業損失()(千円)	76,319	153,851	20,612	96,433	113,124

個人情報の取り扱いについて

当社が展開する事業において、多くの患者及び利用者からの重要な個人情報を取り扱っております。当社は、これら個人情報のセキュリティを十分に担保し、信頼性の高い情報として利用していただくことが責務であると考え、個人情報保護法を遵守するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)であるISO27001の認証を取得しております。加えて、EU一般データ保護規則(GDPR)等諸外国の個人情報保護法制についても、随時外部弁護士等専門家にも確認をしながら必要な検討及び取り組みを進めております。しかしながら、個人情報取扱いに関する内外の法令の変化により、当社の事業運営に支障をきたす可能性があります。また、個人情報流出等の不測の事態が生じて患者個人のプライバシーが侵害され、当社が企業としての信用を失墜することにより業績の悪化や財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

知的財産権について

当社は、第三者の特許権その他の知的財産権を侵害することのないよう万全を期しておりますが、万が一侵害があった場合には、相手方より相応の損害賠償を請求される可能性があります。また、現在のインターネットの基盤技術はその権利帰属先が不明な部分があり、基盤技術の重要な一部について第三者の特許取得が認められた場合あるいは将来特許取得が認められた他社の技術がインターネットの基盤技術の重要な一部を構成することとなった場合には、当該ライセンサーに対しライセンス料を負担する必要性が生じる可能性があります。このような損害賠償及びライセンス料の負担が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は知的財産権について適切な保護管理策を講じておりますが、第三者が当社の知的財産権を侵害する可能性を完全に排除することは困難でもあり、当社の重要な知的財産権が第三者に不当に侵害された場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社は、顧客の新製品開発計画や営業上の機密情報等に接する機会があり、当然ながら守秘義務を負うこととなるため、顧客及び社外の専門スタッフとの取引時には機密情報の守秘義務契約を締結しております。またデータの授受にはセキュアなクラウド上のファイルサーバー等を利用するなどセキュリティ対策を講じており、該当のクラウドサービスをクラウドセキュリティ管理策(ISO27017)認証により第三者による監査も年次で行っております。過去に機密情報漏洩などの事象は発生しておりませんが、何らかの理由によりそれら機密情報等が漏洩し、顧客に重大な損害を与えた場合には、損害賠償請求や信用失墜等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

外注先企業の選定管理および確保について

当社は、システム開発の一部を外部の開発パートナー会社に委託しております。開発業務のスピード向上やコスト削減のためには、一定レベルのスキルを持った優秀な外部委託先を安定的に確保することが必須となります。そのため既存の外部委託先のみならず、新規の候補先については技術力などについて厳しく審査を行ない、信頼できる会社を選定することとしておりますが、万が一の外注先の責による納入遅延や瑕疵などのリスクを完全に排除できるものではなく、適切な外部委託先を安定的に確保することができない場合、開発スケジュールに支障をきたし、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社の事業は、インターネット環境を利用したサービス提供が中心であり、コンピューターウイルス対策や情報管理の徹底に努めておりますが、たとえば許容量を超えるアクセスの急増、自然災害等による電力供給の停止、外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、ソフトウェアの不具合等、予測を超える事態が生じることでサービスの提供が困難となった場合、事業活動に支障をきたし、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

サービスに関する不具合、クレームについて

当社は、エンドユーザー(患者)からの意見やクレームに対応するセクションとしてカスタマーサポート窓口を設置しております。クレームに即時に対応することや、様々な意見などを関連部門にフィードバックすることで、サービス改善等に繋げる役割を果たしております。当社が今後もエンドユーザーに信頼され、支持される企業として発展していくためには、満足度の向上が必要不可欠であり、かつクレームへの対応が重要と認識したうえで、さらに迅速な対応が出来る体制の強化を図ってまいります。しかしながら、結果的に当社のサービスをめぐり重大なクレーム等が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(組織体制に関するリスク)

人材の確保及び育成について

当社は、業容拡大に向けた優秀な人材の確保及び育成が極めて重要な課題であると考えております。スタッフの業務スキルの底上げを図ると共に、新たな人材確保のための採用活動を強化し、さらに外部パートナーの開拓や育成、他業種との業務提携なども順次行なっております。しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどして、十分な人材リソースを確保することができない場合には、当社の業績又は将来的な事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

特定役員への依存について

当社の創業者であり代表取締役である比木武は、経営責任者として経営方針や経営戦略の決定等、当社の事業活動上の重要な役割を果たしております。また本書提出日現在において比木武は筆頭株主であり、持株比率は41.03%となっております。取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、現時点において、同氏が何らかの理由により経営者として業務を遂行できなくなった場合には、当社の業務推進及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他のリスク)

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当社の成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社への経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士を一層高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなることを目的として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従って新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。今後に関しましてもストック・オプションの付与を行う可能性があります。これらストック・オプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、本書提出日現在でのストック・オプションによる潜在株式数は416,500株（発行済株式総数に対して5.3%）となっております。

新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う医療領域のDX（デジタルトランスフォーメーション）化の流れがPHRの活用に追い風になるなど現在商談進行中のプロジェクトは前期比で拡大しておりますが、意思決定の遅延などにより受注のリードタイムが長期化する傾向があります。新型コロナウイルス感染拡大が社会経済環境及び主要な顧客である製薬会社等の業績や意思決定に与える影響など現時点で不確定要素が極めて大きく、現時点で先行きが不透明な部分もあり、継続して注視して参ります。

なお、当社では、従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、テレワークの推奨、オンラインツールを活用した打合せの推進及び時差出勤の推奨等、感染リスク低減のための措置を実施しております。

各種規制について

当社が提供するPHRプラットフォームサービスは、現時点は薬機法規制対象である「医療機器プログラム」に該当しないことを管轄官庁の厚生労働省に確認しております。しかし、今後プラットフォームサービスにおける診断サポート機能の追加や医薬品とのセットでの提供（いわゆる「コンパニオンアプリ」）により、「医療機器プログラム」に認定され、当社がこれに対応できない場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、法的規制以外では、日本製薬工業協会が定める「製薬協コード・オブ・プラクティス」が存在します。製薬協コード・オブ・プラクティスとは、製薬企業が薬機法・独禁法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を遵守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている薬業界の自主ルールであり、当社では当該コードの遵守に努めております。しかしながら、業界では各種規制の見直しが進んでおり、関連法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われた際に、当社が何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が続くなか、ワクチン接種の進展などがありました。依然として厳しい状況となりました。変異株の発生による感染症の再拡大などにより、今後の景気動向については未だ先行き不透明な状況となっております。

当社については、主たる事業領域であるPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）関連業界において、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり超高齢社会を迎える「2025年問題」を見据え、給付と負担のバランスを図りながら制度の持続可能性を確保するための医療制度改革が進む一方、高齢化に伴い慢性疾患罹患率が増加し、生活の中で生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まるなど医療に対するニーズの変化が着実に進みました。

加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、医療従事者の負担が増大し十分に患者のケアができない一方、医療機関のキャパシティの逼迫や感染症のリスクにより患者の医療機関への通院等アクセスが困難になるなど医療をめぐる情勢が極めて緊迫する中、当社が進めるPHRサービスの意義がこうした社会的課題の解決策の一つとして社会的に強く認識されることとなりました。

このような事業環境下、当社は「Empower the Patients」を事業ミッションのもと、医療関係者をはじめ、製薬企業、医療機器メーカー等とともに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応なども含めたPHRプラットフォームサービスの普及に取り組みました。

疾患ソリューションサービスにおいては、業界全体のDX(Digital Transformation)の加速化により製薬企業からの受注が好調なこと及び新規プロジェクトのリリースなどにより、パイプライン及び売上は着実に拡大しております。また、当社の注力領域であるオンコロジー領域にて2021年9月に乳がん患者向けに治療サポートを行うサービスをリリースしたこと、臨床研究分野にて新規PHRサービスをリリースしたこと及び既存PHRサービスの改修や機能追加を行ったことが売上増加の一因となっております。

オンコロジー領域においては、PSP (Patient Support Program) として、プラットフォームサービス「WelbyマイカルテONC」を製薬企業に展開したことや、医療機関が診療時に利用できる「WelbyマイカルテONC PRO」のリリースや機能強化を行うなどの継続した活動により更なる拡大を図っています。また、大学病院等と連携した乳がんや肺がんに関する臨床研究を推進するとともに、製薬企業スポンサーによる複数施設を対象とした臨床研究を開始しております。サービス普及の観点からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、通院間隔が延びるなどの理由で新たに注目されている、がん患者自身のセルフマネジメント力向上や、医療機関による患者の遠隔モニタリングに対して、「WelbyマイカルテONC」導入時からのユーザーである相良病院の事例に代表される実臨床下での具体的な活用事例や、臨床研究での活用可能性について情報提供を行うなどして、がん拠点病院などを中心に普及施策を展開しております。新たな取組として、医薬品以外のオンコロジー領域周辺企業とも連携を行い患者QOL向上に向けた施策を順次開始しております。

臨床研究分野においては、株式会社インテージヘルスケアと資本業務提携を行うことで、製薬企業からの婦人科疾患での製造販売後調査案件の運営を両社共同で推進するなどPHRやePROにおいてさらなるデータ活用などを推進しております。加えて、製薬企業のマーケティング、メディカルアフェアーズ向けに当社の保有する利用者やデータベースを活用した調査サービスの開発を推進しております。

これらの結果、疾患ソリューションサービスの売上高は、817,727千円と、前年同期と比べて146,879千円（21.9%）の増収となりました。

Welbyマイカルテサービスにおいては、自社で新たにPHRサービスの展開を計画している顧客向けに、当社が既に保有しているPHR基盤プラットフォームのOEM提供を行う新たなサービスを開始し大型の第一号案件を受注したことや、Welbyマイカルテとの機能連携要望のある顧客向けに連携基盤の提供を行ったことなどにより今期の収益が拡大しております。今後も自社でPHRサービスを展開したい顧客の需要は旺盛であり、収益の拡大を見込んでおります。

サービス普及の観点からは、広範な顧客網を有するパートナー企業との協業を推進しております。株式会社スズケン、フクダ電子株式会社などと普及活動を継続しました。引き続き、新たに導入をする医療機関が増加するほか、これまでに導入を完了した医療機関を対象に実臨床におけるPHRの利用価値の訴求・情報提供を推進しました。また、糖尿病領域向けには株式会社三和化学研究所や各血糖測定器メーカーとの連携により、糖尿病専門医に特化した普及や利用促進が加速しております。また、PHRと電子カルテの連携推進として、富士通Japan株式会社が提供

する診療所向け電子カルテとWelbyマイカルテサービスの連携を始めとした各サービスとの提携を強化することで医療の質的向上に寄与し、PHRサービスの更なる普及に取り組んでおります。Welbyマイカルテユーザーが登録したかかりつけ医療機関は2021年12月末時点で約25,500施設（無料利用施設を含み、重複を除く）となっています。なお、2021年12月末時点で各アプリの合計ダウンロード数は約92万回に達しております。

PHRサービスと他分野の協業の一環として、患者や利用者個人の健康状態や好みに合わせてパーソナライズされた情報やユーザー体験を提供することや、そのサービス提供によるアウトカム向上（健康状態の改善）を目指すヘルスケア事業を展開しております。具体的には、生命保険分野において業務提携関係になる大同生命保険株式会社と保険契約者の生活習慣の改善に向けた取り組みや新たな保険商品・サービスの開発などを目的としたWelbyマイカルテ利用者の生活習慣・重症化予防効果についての共同研究を行った結果を踏まえ、2型糖尿病などを対象に生活習慣を改善するための保険商品と連動したサービス開発などを継続推進するとともに、対象疾患の拡大を進めております。

また、食品など関連分野においては、オンラインショッピングサービス「Welbyマイカルテモール」を運営し、Welbyマイカルテを利用する2型糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病患者や予防・健康管理などで利用する方々を対象に、Welbyマイカルテとのデータ連携機能に対応する血圧計などの各種測定器や食品を提供するなど、健康管理に関する様々な利用者のニーズにこたえるとともに、利用者基盤を活かした企業からの出店費や販売手数料を収益化する事業ベースを構築しました。生活習慣改善プログラムや臨床研究などへのPHRサービス利用の事業モデルを確立し、食品業界の企業と案件を推進しました。今後更なる収益化へ向けての取り組みを継続して行っております。

パーソナライズされたヘルスケア事業を展開するための新たな提携先として、株式会社電通と生活習慣病の予防・自己管理をおこなうPHRプラットフォームを活用したヘルスケア事業の創出・拡大、およびPHRの普及・啓発を目的に業務提携を行いました。その後、個別案件の事業化に向けた検討を本格的に開始し、食品をはじめとする健康増進・予防・未病領域や介護領域の業界と協議を行っております。本提携により両社は、日本国内におけるPHRの認知向上と活用促進に向けて、企業・自治体・学会・メディアなどとの共創ビジネスモデルを構築し、患者や利用者個人にパーソナライズされた情報やユーザー体験を提供する「パーソナライズド・ヘルスケア」の実現を目指します。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のワクチン接種が全国民の8割に達している状況下、当社の提供する新型コロナワクチン接種前後の症状記録（問診）・管理や、市民・患者とかかりつけ医が情報連携する機能等の普及は落ち着いております。

これらの結果、Welbyマイカルテサービスの売上高は321,461千円と、前年同期と比べて127,665千円（65.9%）の増収となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,139,189千円（前年同期比31.8%増）、売上総利益については、683,914千円（前年同期比35.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、業容拡大のためのプラットフォーム開発投資などを含めて797,038千円（前年同期比7.2%増）となりました。共通基盤での会員情報、データベース、各APIの整備を行い、PHRプラットフォーム基盤の更なる強化に取り組むための開発投資になり、こちらにより来期以降に収益性の更なる向上を見込んでおります。

営業損失は113,124千円（前事業年度は営業損失237,542千円）、経常損失は109,671千円（前事業年度は経常損失237,404千円）、当期純損失は130,675千円（前事業年度は当期純損失353,093千円）となりました。

なお、当社は、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

生産、受注及び販売の状況の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当社は、受注から売上高計上までの期間が短期であるため、当該記載を省略しております。

販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
PHRプラットフォームサービス事業	1,139,189	131.8

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
興和株式会社			225,000	19.8
株式会社インテージヘルスケア	103,020	11.9	157,416	13.8
日本イーライリリー株式会社	80,924	9.4	141,360	12.4
アストラゼネカ株式会社	96,265	11.1	91,477	8.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

資産

当事業年度末の資産については、総資産が1,394,108千円となり、前事業年度末と比較し126,031千円の減少となりました。

流動資産の残高は、前事業年度末に比べ141,358千円減少し、1,320,234千円となりました。主な増減内訳は、現金及び預金が137,644千円減少したことによるものであります。

固定資産の残高は、前事業年度末に比べ15,327千円増加し、73,874千円となりました。主な増減内訳は、投資その他の資産が15,327千円増加したことによるものです。

負債

負債については、134,830千円となり、前事業年度末と比較して27,769千円の減少となりました。

流動負債の残高は、前事業年度末に比べ20,629千円減少し、126,480千円となりました。主な増減内訳は、買掛金が36,013千円減少したことによるものであります。

固定負債の残高は、前事業年度末に比べ7,140千円減少し、8,350千円となりました。これは、長期借入金の返済による減少であります。

純資産

純資産の残高は、前事業年度末に比べ98,261千円減少し、1,259,278千円となりました。主な減少内訳は、繰越利益剰余金が130,675千円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物は、960,716千円となり、前事業年度末と比較して137,644千円の減少となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、95,947千円の支出(前事業年度は110,970千円の支出)となりました。主な要因は、株式報酬費用32,413千円により資金が増加した一方で、税引前当期純損失の計上128,385千円により資金が減少したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、34,557千円の支出(前事業年度は19,485千円の支出)となりました。主な要因は、差入保証金の差入による支出23,082千円、無形固定資産の取得による支出17,366千円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、7,140千円の支出(前事業年度は19,996千円の収入)となりました。これは、借入金の返済による支出7,140千円によるものであります。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度において当社が判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて274,544千円増加し1,139,189千円(前年同期比131.8%)となりました。売上高の分析については、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績」をご参照ください。

b. 売上原価、売上総利益

売上原価は、前事業年度に比べて96,925千円増加し455,274千円(前年同期比127.0%)となりました。売上原価の主たる増加要因は、外注費が83,061千円増加したためであります。

以上の結果、売上総利益は前事業年度に比べて177,619千円増加し683,914千円(前年同期比135.1%)となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて53,200千円増加し797,038千円(前年同期比107.2%)となりました。主たる要因としては、業務委託費が39,966千円、給与手当が24,438千円増加したためであります。

以上の結果、営業損失は前事業年度に比べて124,418千円減少し113,124千円(前事業年度は237,542千円)となりました。

d. 営業外損益、経常利益

営業外収益は、前事業年度に比べ3,284千円増加し3,539千円(前事業年度は254千円)となりました。主たる要因は、雑収入が3,287千円増加したためであります。営業外費用は、前事業年度に比べ30千円減少し86千円(前事業年度は116千円)となり、主たる要因は、支払利息が30千円減少したためであります。

以上の結果、経常損失は109,671千円(前事業年度は経常損失237,404千円)となりました。

e. 当期純利益

当事業年度の法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む。)は2,290千円となりました。

以上の結果、当期純損失は130,675千円(前事業年度は当期純損失353,093千円)となりました。

財政状態の状況

「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金については、自己資金、金融機関からの借入金、新株発行による調達資金により充当することとしております。

なお、当社の資金の流動性については、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。現時点において重要な資本的支出の予定はございません。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表の作成にあたり、決算日における資産・負債の報告数値、並びに報告期間における収益・費用の報告数値は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断が必要となる場合があります。経営者は、これらの見積りについての過去実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りに与える影響は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業内容、事業運営・組織体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向や業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、事業運営体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通り、当社が今後更なる成長と発展のためには、厳しい環境の中で、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのために、PHRプラットフォームサービスにおける対象疾患領域の拡大とサービスメニューの強化、及び患者PROデータ活用分野の拡大等を行ってまいります。

経営戦略の現状と見通し

当社は設立以来「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、当社のPHRプラットフォームサービスの利活用を通じて、患者及び医療者の治療継続への支援、及びアウトカムの改善に努めてまいりたいと考えております。

「患者の治療アウトカムの改善」をコアコンセプトとして、様々な医療機関と連携して患者及び医療者により良いサービスを提供するとともに、企業と連携してデータの活用を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は19,516千円となりました。このうち、主要なものは、オンコロジープラットフォームの開発によるソフトウェアの取得であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,832,800	7,832,800	東京証券取引所 マザーズ	1単元を100株とする単元株 制度を採用しております。
計	7,832,800	7,832,800		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2014年12月17日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社従業員2名、社外協力者1名)

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	2(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年12月18日 至 2024年12月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150(注)5 資本組入額 75(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整を行う。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であることを要する。
4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。
 - 合併
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
5. 2018年3月29日開催の取締役会決議により、2018年3月30日付で普通株1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(2017年2月27日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役4名、当社従業員20名、社外協力者3名)

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	25(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	342(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年2月28日 至 2027年2月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 342(注)5 資本組入額 171(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であること、または当社の業務に協力いただく契約が継続していることを要する。新株予約権者は、下記に定める決算期における監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(取締役会設置会社でない場合には取締役)にて定めるものとする。)が下記に掲げる一定の水準(以下、「業績判定水準」という)を超過した場合、割当てられた本新株予約権のすべてを、業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

業績判定水準

経常利益額：経常利益が6億円を超過した場合

判定期間：2019年12月期から2025年12月期のいずれかの期。

4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 2018年3月29日開催の取締役会決議により、2018年3月30日付で普通株1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(2018年4月16日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役6名、当社従業員22名、社外協力者3名)

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	43(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,150(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月17日 至 2028年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,150 資本組入額 575	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であること、または当社の業務に協力いただく契約が継続していることを要する。新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。

割当日の3年後の応当日から2028年3月29日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

第4回新株予約権(2018年8月20日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員7名)

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	1(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,150(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年8月21日 至 2028年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,150 資本組入額 575	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であること、または当社の業務に協力いただく契約が継続していることを要する。新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。

割当日の3年後の応当日から2028年3月29日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

4. 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

第5回新株予約権(2020年4月20日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社従業員5名)

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	240(注)1	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)1	20,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,592(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年4月22日 至 2030年4月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,592 資本組入額 796	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用者であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は使用者が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。

割当日の3年後の応当日から割当日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

本新株予約権者は、以下の乃至に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

本新株予約権者が当社の使用人である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

第6回新株予約権(2021年4月19日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名)

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	715(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,399(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年4月21日 至 2031年4月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,399 資本組入額 700	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。

割当日の3年後の応当日から割当日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

本新株予約権者は、以下の乃至に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

本新株予約権者が当社の使用人である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

第7回新株予約権(2021年7月19日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社従業員11名)

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	450(注)1	410(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000(注)1	41,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	982(注)2	同左

新株予約権の行使期間	自 2023年 8月 5日 至 2031年 7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 982 資本組入額 491	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。

割当日の3年後の応当日から割当日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

本新株予約権者は、以下の乃至に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

本新株予約権者が当社の使用人である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転
株式移転により設立する株式会社

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年12月27日 (注) 1	普通株式 220	普通株式 1,680 A種優先株式 175	506,000	684,900	506,000	681,500
2018年3月30日 (注) 2	普通株式 1,678,320 A種優先株式 174,825	普通株式 1,680,000 A種優先株式 175,000		684,900		681,500
2018年12月17日 (注) 3	普通株式 175,000	普通株式 1,855,000 A種優先株式 175,000		684,900		681,500
2018年12月20日 (注) 4	A種優先株式 175,000	普通株式 1,855,000		684,900		681,500
2019年3月28日 (注) 5	普通株式 66,700	普通株式 1,921,700	159,546	844,446	159,546	841,046
2019年4月23日 (注) 6	普通株式 24,500	普通株式 1,946,200	58,604	903,050	58,604	899,650
2019年10月4日 (注) 7	普通株式 5,838,600	普通株式 7,784,800		903,050		899,650
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注) 8	普通株式 48,000	普通株式 7,832,800	13,600	916,650	13,600	913,250

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先：日本郵政キャピタル株式会社、株式会社デジタルガレージ

発行価格：4,600,000円

資本組入額：2,300,000円

2. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

3. A種優先株式の取得請求権の行使によるものであります。

4. 取得請求により自己名義株式となったA種優先株式の消却によるものであります。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 5,200円

引受価額 4,784円

資本組入額 2,392円

6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 4,784円

資本組入額 2,392円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

7. 株式分割(1:4)によるものであります。

8. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		4	22	23	13	21	2,184	2,267	
所有株式数(単元)		2,130	1,861	27,768	399	2,491	43,648	78,297	
所有株式数の割合(%)		2.720	2.376	35.464	0.509	3.181	55.746	100.0	

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
比木 武	東京都港区	3,214	41.03
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	1,480	18.89
株式会社ブライトリンクパートナーズ	東京都世田谷区下馬五丁目21番9号	449	5.74
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	354	4.53
姜 琪鎬	愛知県名古屋市緑区	242	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	167	2.14
株式会社ワン	東京都葛飾区立石八丁目9番6号	120	1.54
サンエイトOK組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	100	1.28
株式会社キョーエン	東京都渋谷区広尾一丁目16番3号	86	1.11
株式会社スズケン	名古屋市東区東片端町8番地	77	0.99
計		6,292	80.34

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,829,700	78,297	「1(1) 発行済株式」の内容の記載を参照
単元未満株式	普通株式 3,100		
発行済株式総数	7,832,800		
総株主の議決権		78,297	

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数(株)」欄には、当社自己株式30株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	30		30	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。利益還元策の決定にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案し実施していく所存であります。当事業年度は配当を実施しておりませんが、これは当社が現在成長過程にあるため、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えているためであります。

剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本としており、その決定機関は株主総会であります。また、

取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実を重要課題としております。また、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高め、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しています。業務執行は執行役員が行い、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の管理監督を行う体制とし、取締役会の役割を明確にしています。取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）を3名のうち社外取締役を1名とすることで、意思決定の強化を計りつつ、監査等委員である取締役3名のうち社外取締役を2名とすることにより、取締役6名中3名が社外取締役という体制とし、外部からの視点を生かし、取締役会の透明性、独立性及び経営監督機能を高めています。

当社は、経営環境の変化への的確な対応と業務執行の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で決められた方針のもと、業務の執行に専念し、機動的かつ迅速化と効率化を図っております。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、各部門の部門長及び監査等委員会の長によって構成する経営会議を毎週1回開催し、取締役会で決定された経営方針や事業計画の伝達を行うとともに、執行役員や部門長から業務の執行状況について情報共有を行い、コンプライアンス及びリスク全体を管理し、活発な討議を行っております。

() 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回の定期取締役会と必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項の審議及び経営の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。

なお、取締役会は、代表取締役の比木武が議長を務め、取締役山本武、取締役大熊将人（社外取締役）及び監査等委員である取締役3名（石橋太郎（社外取締役）、中島正和、松本直也（社外取締役））の合計6名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されています。なお、必要に応じて、執行役員を出席させ、業績報告等を行っております。

() 監査等委員会

監査等委員会は、原則として毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、法令、定款および当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は監査計画書に従い、業務執行取締役等からの業務報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監査に努めております。監査を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されております。

なお、監査等委員会は、監査等委員会の長である石橋太郎（社外取締役）が議長を務め、中島正和、松本直也（社外取締役）の監査等委員3名（うち社外取締役2名）で構成されています。

() 経営会議

取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、各部門の部門長及び監査等委員会の長によって構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。主に、各部から業務施行状況の報告と情報共有、それに伴う施策の決定及び個別の経営課題に関する重要事項の協議などを行っております。

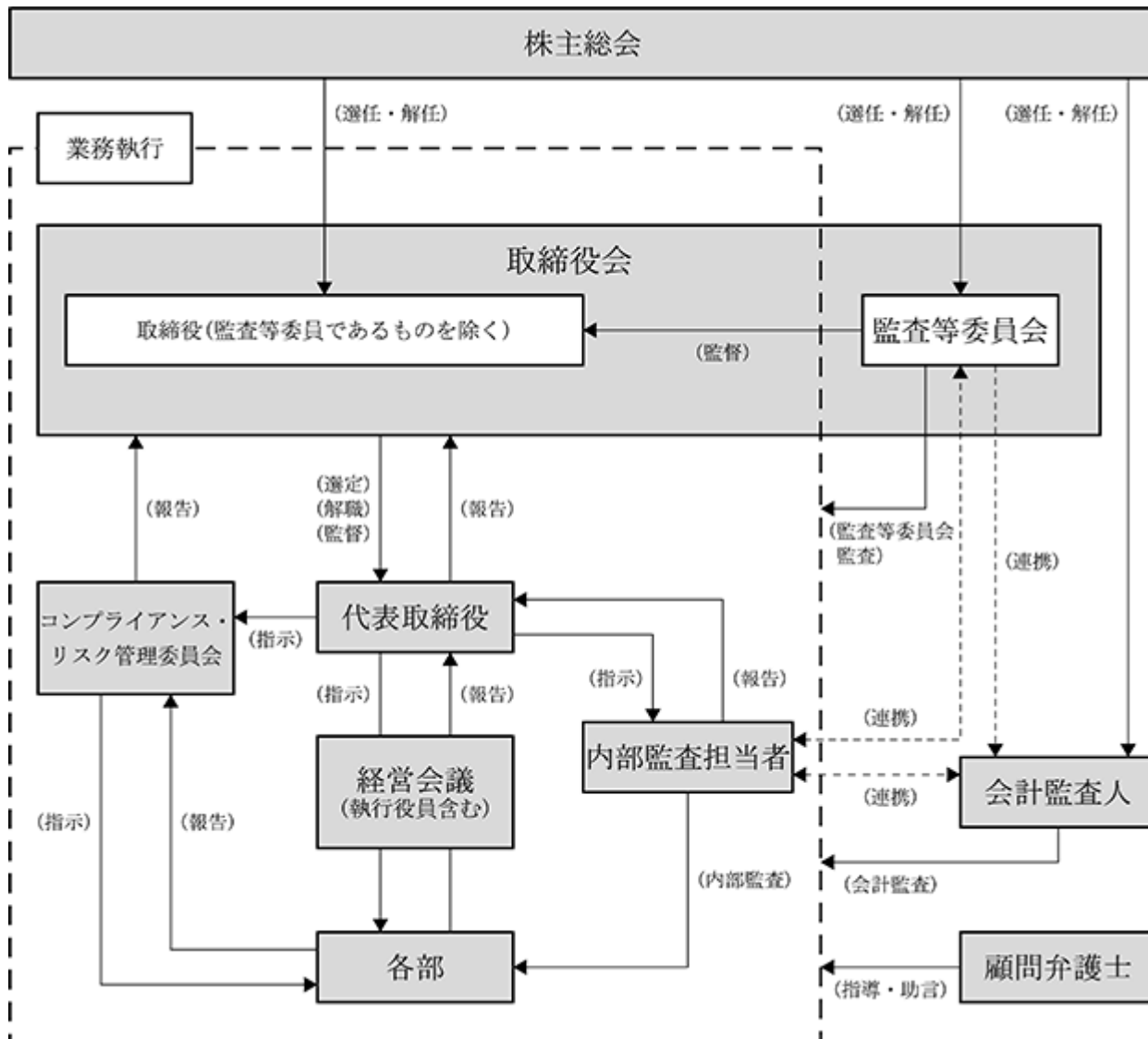
() 内部監査

当社の内部監査は、コーポレート部長が内部監査担当者として実施しております。但し、コーポレート部への内部監査は、代表取締役が指定するコーポレート部以外のものが実施しております。内部監査担当者は、年間内部監査計画を策定し、被監査部門である各部署に対して監査を実施したうえで、その監査結果及び改善事項につき代表取締役へ報告を行い、各部署に対して改善点事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。

(b) 当該体制を採用する理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、2016年8月31日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。当社が同体制を採用した理由としましては、過半数の社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えたためであります。

本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

- () 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態を確保する。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- () 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・個人情報適正管理規程及び関連マニュアル等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- () 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- () 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
 - ・取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- () 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
 - ・監査等委員会の業務は内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として原則1名以上配する。
 - ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき監査計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
 - ・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は監査等委員会の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの指揮命令は受けない。
 - ・当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- () 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。
- () その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員は、内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的な監査等が行えるようにする。
 - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ・監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査等

委員の出席を拒めないものとする。

- ・ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

() 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(b) リスク管理体制の整備状況

当社は、公正で健全な企業活動を維持するため、各種規程の整備と運用、各種機関の適切な体制の維持及び的確な監査を実施しております。

当社のリスク管理は、監査等委員の監査業務、会計監査人による定期的な会計監査、内部監査担当者による内部監査、コンプライアンス委員会での定例会議などを基盤に行われ、社内、社外の公平な視点から業務執行状況を監査・監督し、業務活動の適正性・合理性を評価し、改善提言を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

当社は、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として、顧問弁護士とは別の弁護士が直接情報受領窓口となる内部通報体制を設置し、運用しております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(d) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。当該保険料は全額当社が負担しております。

(e) 取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(f) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(g) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(h) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

(i) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	比木 武	1973年8月19日	1996年4月 住友商事株式会社 入社 2007年9月 楽天株式会社 入社 2009年1月 株式会社メドピア入社 取締役COO 2011年9月 当社設立 代表取締役就任(現任)	(注) 3	3,214,000
取締役	山本 武	1968年7月12日	1991年4月 株式会社CSK 入社 1994年11月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社(現伊藤忠テクノソリューションズ株式会社) 入社 2005年10月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 入社 2008年4月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 代表取締役(2021年2月退任) 2021年3月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	
取締役	大熊 将人	1975年10月24日	1999年4月 三菱商事株式会社 入社 2011年3月 株式会社ファーストリテイリング 入社 2015年12月 UNIQLO USA LLC Vice President 2016年11月 株式会社デジタルガレージ入社 2017年12月 Digital Garage US, Inc. Director COO(現任) 2018年6月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員SEVP 2019年4月 株式会社Crypto Garage代表取締役 CEO(現任) 2019年6月 株式会社DG Daiwa Ventures 代表取締役(現任) 2019年11月 株式会社ブレインスキャンテクノロジーズ代表取締役社長(現任) 2021年4月 株式会社D Gベンチャーズ取締役副社長COO(現任) 2021年6月 株式会社D G インキュベーション取締役副社長COO(現任) 2021年6月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 常務執行役員(現任) 2022年3月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員・常勤)	石橋 太郎	1959年1月29日	1983年4月 鳥居薬品株式会社入社 1985年7月 ファルマシア株式会社(現ファイザー株式会社)入社 2001年1月 株式会社ヴィクス入社 2001年10月 TMマーケティング株式会社(現 株式会社インテージュヘルスケア)入社 2008年1月 オフィス・ティー・アンド・エム合同会社設立 代表社員 就任(現任) 2018年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	中島 正和	1974年1月2日	1996年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2000年4月 株式会社サイバーエージェント 入社 2001年8月 Schroder Ventures KK(現MKSパートナーズ)入社 2006年10月 マッコーリーキャピタル 入社 2010年10月 株式会社ブライトリンクパートナーズ設立 代表取締役就任(現任) 2011年9月 当社設立 当社取締役就任 2016年4月 ネクスジェン株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2016年8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2020年9月 株式会社総医研ホールディングス 社外取締役(現任) 2021年3月 カーブジェン株式会社設立 代表取締役就任(現任)	(注) 4	449,300
取締役 (監査等委員)	松本 直也	1974年6月18日	2000年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 2008年1月 松本直也公認会計士事務所開設(現任) 2015年3月 当社監査役就任 2016年8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	

計	3,663,300
---	-----------

- (注) 1. 取締役 大熊将人氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであり、石橋太郎及び松本直也の2氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)であります。
議長 石橋太郎氏、委員 中島正和氏、委員 松本直也氏
3. 任期は、2022年3月25日開催の第11回定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2022年3月25日開催の第11回定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員)石橋太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役 中島正和氏の所有株式数は、株式会社ブライトリンクパートナーズが保有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
7. 当社は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

氏名	役職名
近藤 成志	上級執行役員 コーポレート・戦略統括 兼コーポレート部長 兼経営企画部長
五百川 彰仁	執行役員 営業部長
浅川 慶洋	執行役員 サービス開発部長
林 哲也	執行役員 製品開発部長

社外役員の状況

当社は、社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、監査等委員である取締役2名は監査等委員会等にて、社内情報の収集に努めるとともに、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、内部監査担当者及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

当社の社外取締役は、大熊将人氏、石橋太郎氏、松本直也氏の3名であります。

大熊将人氏は、当社及び当社の取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

石橋太郎氏は、当社の取締役就任前より当社の事業展開、顧客紹介並びに管理体制強化をアドバイスする業務委託契約を締結しておりましたが、当社の取締役選任にあたり、2018年3月に業務委託契約を解消しております。それ以外の当社及び当社の取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

松本直也氏は、当社及び当社の取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外取締役は、それぞれ専門的な観点及び第三者としての観点から客観的・中立的に経営全般を監査・監督しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしております。

なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準を参考とし、検討を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者は、随時連携のうえ監査を実施しており、業務執行に関する何らかの問題点等を発見した場合は、お互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。また、監査等委員会は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査等委員会、内部監査担当者及び会計監査人は、内部統制の監査および評価の実施に際して、内部監査担当者に対して業務の内容並びに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、内部監査担当者は、監査等委員会、会計監査人による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査の状況

(a) 監査等委員会監査

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)により構成され、うち1名の常勤監査等委員を選任しております。各監査等委員は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査等委員会において、情報共有を図っております。監査等委員は取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

なお、所定の監査計画に基づき業務監査および会計監査の他に、会計監査人や内部監査担当者との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
監査等委員(常勤・社外)	石橋 太郎	13回/13回(100%)
監査等委員	中島 正和	13回/13回(100%)
監査等委員(社外)	松本 直也	13回/13回(100%)

監査等委員会における主な検討事項として、監査方針及び監査計画の策定、会計監査人の評価及び再任、会計監査人に対する報酬への同意、定時株主総会への付議議案内容の監査、監査報告書の作成等を行っております。また、常勤監査等委員は、取締役会や執行役員及び各部門の部門長等で構成する経営会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役による意思決定に至るプロセス及び決定内容の妥当性について監査しております。

(b) 内部監査

法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、コーポレート部長を内部監査責任者とし、コーポレート部員が内部監査担当者として各部署の監査を実施しております。但し、コーポレート部への内部監査は、内部監査責任者が代表取締役の承認を得てコーポレート部以外のものが実施しております。内部監査担当者は、年間内部監査計画を策定し、被監査部門である各部署に対して監査を実施したうえで、その監査結果及び改善事項につき代表取締役へ報告を行い、各部署に対して改善点事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。

会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

(a) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

6年間

(c) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 高橋 幸毅
指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 滑川 雅臣

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名
その他 13名

(e) 会計監査人の選定方針と理由

監査等委員会は、取締役、社内関係者及び会計監査人から提供される資料等による報告をもとに会計監査人の選任の適否について毎期検討し、会計監査人の監査体制、職務遂行状況（過去の業務実績を含む）、専門性、独立性又は監査報酬水準等について総合的に評価し判断した結果、双研日栄監査法人を選任することといたしました。

なお、この方針に基づき2022年3月25日に開催した第11回定時株主総会において、新たに当社の会計監査人として双研日栄監査法人が選任されました。同監査法人を選任した理由につきましては、(f)監査法人の異動に記した臨時報告書の記載内容をご参照ください。

(f) 監査法人の異動

当社の会計監査人は以下のとおり異動しております。

第11期(自2021年1月1日至2021年12月31日) EY新日本有限責任監査法人

第12期(自2022年1月1日至2022年12月31日) 双研日栄監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次の通りです。

1. 提出理由

当社は、2022年2月21日開催の監査等委員会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動を行うことについて決議するとともに、同日に開催された取締役会において、2022年3月25日開催予定の第11回定時株主総会において「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

双研日栄監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日

2022年3月25日（当社第11回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年8月31日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人でありますEY新日本有限責任監査法人は、2022年3月25日開催予定の第11回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

現在の会計監査人においても会計監査を適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、今般、同監査法人より、当年度から適用される内部統制監査に伴う監査工数の増加による監査報酬増額の要請を受けたことを契機に、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等について、他の監査法

人と比較検討してまいりました。

その結果、監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、その後任として新たに双研日栄監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

(g) 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、EY新日本有限責任監査法人は適格であると評価いたしました。

監査報酬の内容等)

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
21,100		23,500	

(b) 監査公認会計士等の同一のネットワークに対する報酬(上記(a)を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(c) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(d) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

(e) 監査報酬の決定方針

監査報酬は、監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

(f) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の決定に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会にて定めており、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役ごとの総額の限度内で、取締役報酬については、代表取締役の提案により取締役会において各自の職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して算定しており、監査等委員報酬については監査等委員の協議により、監査等委員会において決定いたします。

当社の取締役報酬の限度額について、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内に、監査等委員である取締役は2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点において、取締役（監査等委員である取締役を除く）は2名、監査等委員である取締役は3名です。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額限度内で、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに妥当性を判断した上で、取締役会において決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の全員の同意により、監査等委員会において決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	60,021	31,950	28,071	-	-	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	3,000	3,000	-	-	-	1
社外取締役(監査等委員)	12,150	12,150	-	-	-	2

(注) 上記には、2021年3月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外の目的の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適切な財務報告のための社内体制構築、セミナーへの参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,098,361	960,716
売掛金	335,798	345,633
仕掛品	14,329	1,138
前払費用	9,053	12,197
その他	4,050	547
流動資産合計	1,461,593	1,320,234
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,940	4,940
減価償却累計額	4,940	4,940
建物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	10,912	10,789
減価償却累計額	10,912	10,789
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	-	-
無形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
関係会社株式	7,755	-
差入保証金	50,791	73,873
投資その他の資産合計	58,546	73,873
固定資産合計	58,546	73,874
資産合計	1,520,139	1,394,108

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	91,877	55,863
1年内返済予定の長期借入金	1 7,140	1 7,140
未払金	24,363	21,984
未払費用	5,343	1,851
未払法人税等	5,203	9,579
未払消費税等	-	22,504
預り金	5,251	5,997
前受収益	7,931	1,408
その他	-	151
流動負債合計	147,110	126,480
固定負債		
長期借入金	1 15,490	1 8,350
固定負債合計	15,490	8,350
負債合計	162,600	134,830
純資産の部		
株主資本		
資本金	916,650	916,650
資本剰余金		
資本準備金	913,250	913,250
資本剰余金合計	913,250	913,250
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	487,466	618,142
利益剰余金合計	487,466	618,142
自己株式	63	63
株主資本合計	1,342,369	1,211,694
新株予約権	15,169	47,583
純資産合計	1,357,539	1,259,278
負債純資産合計	1,520,139	1,394,108

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	864,644	1,139,189
売上原価	358,349	455,274
売上総利益	506,295	683,914
販売費及び一般管理費	1 743,837	1 797,038
営業損失()	237,542	113,124
営業外収益		
受取利息	14	11
講演料等収入	228	219
違約金収入	-	3,300
その他	11	7
営業外収益合計	254	3,539
営業外費用		
支払利息	116	86
その他	-	0
営業外費用合計	116	86
経常損失()	237,404	109,671
特別利益		
固定資産売却益	-	179
その他	-	17
特別利益合計	-	197
特別損失		
固定資産除却損	196	-
減損損失	2 86,944	2 18,911
その他	7,275	-
特別損失合計	94,415	18,911
税引前当期純損失()	331,820	128,385
法人税、住民税及び事業税	2,080	2,290
法人税等調整額	19,193	-
法人税等合計	21,273	2,290
当期純損失()	353,093	130,675

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		47,804	12.9	48,190	10.9
経費		322,201	87.1	393,842	89.1
当期総製造費用		370,006	100.0	442,033	100.0
仕掛品期首たな卸高		296		14,329	
合計		370,303		456,362	
仕掛品期末たな卸高		13,529		1,138	
計		356,774		455,223	
期首商品たな卸高					
商品仕入高		1,574		51	
計		1,574		51	
期末商品たな卸高					
売上原価		358,349		455,274	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	304,664	387,725
地代家賃	6,537	5,594
減価償却費	10,740	286

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	903,050	899,650	899,650	134,372	134,372	-	1,668,327	-	1,668,327
当期変動額									
新株の発行	13,600	13,600	13,600				27,200		27,200
当期純損失()				353,093	353,093		353,093		353,093
自己株式の取得						63	63		63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							-	15,169	15,169
当期変動額合計	13,600	13,600	13,600	353,093	353,093	63	325,957	15,169	310,788
当期末残高	916,650	913,250	913,250	487,466	487,466	63	1,342,369	15,169	1,357,539

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	916,650	913,250	913,250	487,466	487,466	63	1,342,369	15,169	1,357,539
当期変動額									
当期純損失()				130,675	130,675		130,675		130,675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							-	32,413	32,413
当期変動額合計	-	-	-	130,675	130,675	-	130,675	32,413	98,261
当期末残高	916,650	913,250	913,250	618,142	618,142	63	1,211,694	47,583	1,259,278

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	331,820	128,385
減価償却費	21,778	604
株式報酬費用	15,169	32,413
受取利息及び受取配当金	14	11
支払利息	116	86
減損損失	86,944	18,911
売上債権の増減額 (は増加)	94,987	9,835
たな卸資産の増減額 (は増加)	14,032	13,190
仕入債務の増減額 (は減少)	22,125	36,013
未払金の増減額 (は減少)	8,339	1,996
未払費用の増減額 (は減少)	2,512	3,491
未払消費税の増減額 (は減少)	2,442	22,504
その他	9,252	5,552
小計	108,787	93,582
利息及び配当金の受取額	14	11
利息の支払額	116	86
法人税等の支払額	2,080	2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,970	95,947
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,169	2,150
無形固定資産の取得による支出	38,953	17,366
差入保証金の差入による支出		23,082
差入保証金の回収による収入	24,622	
その他	15	8,041
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,485	34,557
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	27,200	
借入金の返済による支出	7,140	7,140
その他	63	
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,996	7,140
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	110,459	137,644
現金及び現金同等物の期首残高	1,208,821	1,098,361
現金及び現金同等物の期末残高	1,098,361	960,716

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	事業セグメント
有形固定資産	0
無形固定資産	
減損損失	18,911

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損の検討するに当たっては、当社では、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとして捉え、当資産グループにおける回収可能価額について事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより算出される使用価値により測定しております。

このような検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスの見込みであるため、回収可能価額を零で評価して減損損失を計上しました。

ロ 主要な仮定

減損判定に当たっては、取締役会により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積の基づいております。当該事業計画においては、受注見込件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注確度予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しております。

ハ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー見込額が減少する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は現在においても継続しており、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしております。経済活動の縮小及びこれに伴う経済環境の悪化が発生しており、当社においても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の停滞、顧客側の意思決定の遅滞などにより、営業上見込んでいた案件の見直しや商談の遅滞などの影響がありました。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しておりますが、緊急事態宣言など社会的規制の効果やワクチン接種の進展などにより社会経済活動は徐々に回復し、2022年12月期を通じて当社の事業環境も緩やかに回復していくと仮定しております。当社はこのような仮定を基礎として、有形固定資産及び無形固定資産の減損に関する評価において会計上の見積りを行っております。

現時点においては、オミクロン株の感染拡大の影響をうけ2022年1月以降感染者数は急増しており、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く正確に見積もるのは困難であり、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	金額
繰延税金資産	
繰越欠損金	126,717
減価償却超過額	26,204
その他	17,207
繰延税金資産小計	170,129
評価性引当額	170,129
繰延税金資産合計	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

ロ 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としております。当該事業計画は、受注見込件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注確度予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しております。

ハ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー見込額が減少する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は現在においても継続しており、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしております。経済活動の縮小及びこれに伴う経済環境の悪化が発生しており、当社においても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の停滞、顧客側の意思決定の遅滞などにより、営業上見込んでいた案件の見直しや商談の遅滞などの影響がありました。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしうえでその影響を想定しておりますが、緊急事態宣言など社会的規制の効果やワクチン接種の進展などにより社会経済活動は徐々に回復し、2022年12月期を通じて当社の事業環境も緩やかに回復していくと仮定しております。当社はこのような仮定を基礎として、繰延税金資産の回収可能性に関する評価において会計上の見積りを行っております。

現時点においては、オミクロン株の感染拡大の影響を受け2022年1月以降感染者数は急増しており、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く正確に見積もるのは困難であり、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

収益認識

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

('会計上の見積りの開示に関する会計基準'の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
預金	40,000千円	20,000千円
計	40,000千円	20,000千円

担保に係る債務

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	7,140千円	7,140千円
長期借入金	15,490千円	8,350千円
計	22,630千円	15,490千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3.1%、当事業年度1.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96.9%、当事業年度99.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	59,250千円	47,100千円
給料手当	320,708	342,148
業務委託費	155,367	195,334
支払手数料	35,661	50,431

2 減損損失

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社(東京都)	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、 ソフトウェア

当社は、事業用資産につき全社で1つのグループとしてグルーピングを行っており、投資額が回収可能価額を上回っているため、回収可能価額まで減損損失を認識しております。

その内訳は、建物9,601千円、工具、器具及び備品8,742千円、ソフトウェア68,600千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額はゼロとしております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社(東京都)	事業用資産	工具、器具及び備品、 ソフトウェア

当社は、事業用資産につき全社で1つのグループとしてグルーピングを行っており、投資額が回収可能価額を上回っているため、回収可能価額まで減損損失を認識しております。

その内訳は、工具、器具及び備品2,121千円、ソフトウェア16,790千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額はゼロとしております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,784,800	48,000		7,832,800
合計	7,784,800	48,000		7,832,800
自己株式				
普通株式		30		30
合計		30		30

(注) 1 2020年1月1日から2020年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が48,000株増加しております。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加30株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権					15,169	
	合計					15,169	

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,832,800			7,832,800
合計	7,832,800			7,832,800
自己株式				
普通株式	30			30
合計	30			30

2 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権						47,583
合計							47,583

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金	1,098,361千円	960,716千円
現金及び現金同等物	1,098,361千円	960,716千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、本社ビルの賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の流動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,098,361	1,098,361	
(2) 売掛金	335,798	335,798	
(3) 差入保証金	50,791	50,852	60
資産計	1,484,951	1,485,011	60
(1) 買掛金	91,877	91,877	
(2) 未払金	24,363	24,363	
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	22,630	22,655	25
負債計	138,870	138,895	25

当事業年度(2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	960,716	960,716	
(2) 売掛金	345,633	345,633	
(3) 差入保証金	73,873	73,935	61
資産計	1,380,223	1,380,284	61
(1) 買掛金	55,863	55,863	
(2) 未払金	21,984	21,984	
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	15,490	15,494	4
負債計	93,337	93,342	4

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収見込み額を残存契約期間に対応する国債等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,098,361			
売掛金	335,798			
差入保証金		50,791		
合計	1,434,159	50,791		

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	960,716			
売掛金	345,633			
差入保証金	50,791	23,082		
合計	1,357,141	23,082		

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,140	7,140	7,140	1,210		
合計	7,140	7,140	7,140	1,210		

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,140	7,140	1,210			
合計	7,140	7,140	1,210			

(有価証券関係)

前事業年度(2020年12月31日)

関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式7,755千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費	15,169千円	32,413千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2014年12月17日	2017年2月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名 外部協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 21名 外部協力者 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 60,000株	普通株式 356,000株
付与日	2014年12月17日	2017年2月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2016年12月18日 至 2024年12月17日	自 2019年2月28日 至 2027年2月21日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年4月16日	2018年8月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 22名 外部協力者 3名	当社従業員 7名
株式の種類及び付与数	普通株式 352,000株	普通株式 36,000株
付与日	2018年4月16日	2018年8月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月17日 至 2028年3月29日	自 2020年8月21日 至 2028年3月29日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年4月20日	2021年4月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 53,000株	普通株式 71,500株
付与日	2020年4月21日	2021年4月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年4月22日 至 2030年4月21日	自 2023年4月21日 至 2031年4月20日

	第7回新株予約権
決議年月日	2021年7月19日

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名
株式の種類及び付与数	普通株式 53,000株
付与日	2021年8月4日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年8月5日 至 2031年7月19日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月30日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1,000株の割合)及び2019年10月4日付株式分割(普通株式1株につき普通株式4株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2014年12月17日	2017年2月27日
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	8,000	104,000
権利確定		
権利行使		
失効		4,000
未行使残	8,000	100,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年4月16日	2018年8月20日
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	180,000	16,000
権利確定		
権利行使		
失効	8,000	12,000
未行使残	172,000	4,000

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
決議年月日	2020年 4 月20日	2021年 4 月19日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	24,000	
付与		71,500
失効		
権利確定		
未確定残	24,000	71,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

	第 7 回新株予約権
決議年月日	2021年 7 月19日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	
付与	53,000
失効	8,000
権利確定	
未確定残	45,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 2018年3月30日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1,000株の割合)及び2019年10月4日付株式分割(普通株式1株につき普通株式4株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
決議年月日	2014年12月17日	2017年 2 月27日	2018年 4 月16日	2018年 8 月20日
権利行使価格 (円)	150	342	1,150	1,150
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価(円)				

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
決議年月日	2020年4月20日	2021年 4 月19日	2021年 7 月19日
権利行使価格 (円)	1,592	1,399	982
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価(円)	955	762	554

(注) 2018年3月30日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1,000株の割合)及び2019年10月4日付株式分割(普通株式1株につき普通株式4株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
株価変動性 (注) 1	66.6%	63.6%
予想残存期間 (注) 2	6年	6年
予想配当 (注) 3	0円/株	0円/株
無リスク利率 (注) 4	0%	0%

- (注) 1. 2019年4月から付与月までの株価実績に基づき算定しました。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
 3. 2020年12月期の配当実績によります。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りがマイナスであることから無リスク利率は0%としております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使時における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度における本源的価値の合計額 | 48,948千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	95,274千円	126,717千円
減価償却費超過額	27,554千円	26,204千円
その他	8,222千円	17,207千円
繰延税金資産小計	131,051千円	170,129千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	95,274千円	126,717千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	35,776千円	43,411千円
評価性引当額小計(注)1	131,051千円	170,129千円
繰延税金資産合計	千円	千円

(注)1. 評価性引当額が39,078千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に31,443千円認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)						95,274	95,274
評価性引当額						95,274	95,274
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)						126,717	126,717
評価性引当額						126,717	126,717
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名

株式会社インテージヘルスケア	103,020	PHRプラットフォームサービス事業
アストラゼネカ株式会社	96,265	PHRプラットフォームサービス事業

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
興和株式会社	225,000	PHRプラットフォームサービス事業
株式会社インターージヘルスケア	157,416	PHRプラットフォームサービス事業
日本イーライリリー株式会社	141,360	PHRプラットフォームサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業セグメントは、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	株式会社デジタルガレージ	東京都 渋谷区	7,637	情報・通信業	(被所有) 直接18.9	システム開発	PHR関連開発	50,000	売掛金	55,000

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. システム開発は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	173.32円	160.77円
1株当たり当期純損失()	45.18円	16.68円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純損失()		
当期純損失()	353,093千円	130,675千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純損失()	353,093千円	130,675千円
普通株式の期中平均株式数	7,814,783株	7,832,770株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権(新株予約権の数240個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(新株予約権の数1,449個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,940			4,940	4,940		0
工具、器具及び備品	10,912	2,150	2,273 (2,121)	10,789	10,789	29	0
有形固定資産計	15,853	2,150	2,273 (2,121)	15,729	15,729	29	0
無形固定資産							
ソフトウェア	10,641	17,366	16,790 (16,790)	11,217	11,217	575	
無形固定資産計	10,641	17,366	16,790 (16,790)	11,217	11,217	575	

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。
3. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。
 ソフトウェア オンコロジープラットフォーム 17,366千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	7,140	7,140	0.5	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	15,490	8,350	0.5	2024年2月29日
計	22,630	15,490		

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	7,140	1,210		

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	19
預金	
普通預金	940,697
定期預金	20,000
合計	960,716

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アストラゼネカ株式会社	67,424
興和株式会社	66,000
株式会社デジタルガレージ	55,000
日本イーライリリー株式会社	48,010
武田薬品工業株式会社	36,414
その他	72,783
合計	345,633

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
335,798	1,131,515	1,121,680	345,633	76.4	109.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

品名	金額(千円)
労務費	141
経費	997
合計	1,138

差入保証金

相手先	金額(千円)
野村不動産株式会社	50,791
関電不動産開発株式会社	23,082
合計	73,873

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社リッケイ	18,895
ブレインケア株式会社	3,025
株式会社サーキュレーション	2,736
ARアドバンステクノロジー株式会社	2,618
株式会社hicard	2,481
その他	26,106
合計	55,863

(3) 【その他】

当該事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	205,294	389,363	711,695	1,139,189
税引前四半期(当期)純損失()(千円)	93,684	248,833	224,847	128,385
四半期(当期)純損失()(千円)	65,570	173,785	157,716	130,675
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	8.37	22.19	20.14	16.68

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	8.37	13.82	2.05	3.45

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://welby.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第11期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第2四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第3四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月11日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)の規定に基づく臨時報告書

2021年4月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2022年2月22日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)の規定に基づく臨時報告書)の訂正報告書)

2021年4月20日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月28日

株式会社Welby
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 幸 毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滑 川 雅 臣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Welbyの2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Welbyの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

期末日付近の開発受託業務売上に係る期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は生活習慣病をはじめとする様々な疾患治療の分野において患者の自己管理をサポートするPHRプラットフォームサービスを主要事業としている。</p> <p>会社の主要顧客である外資系製薬企業の決算が集中する第4四半期会計期間に多額の売上が計上される傾向にあり、当第4四半期会計期間における売上高427,493千円は年間売上高1,139,189千円の37.5%を占めている。特に開発受託業務は案件ごとの受注金額が多額であり、翌期以降に計上されるべき売上が前倒して計上された場合、年度の業績に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>会社の経営者は売上高を経営上の目標達成状況を判断するための重要な経営指標の一つとして掲げているため、予算達成へのプレッシャーを感じる可能性があること、開発受託業務の成果物は無形であり、検収時期が不明瞭であるため、未検収の案件が売上計上される可能性があることから開発受託業務売上の期間帰属について、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、期末日付近の開発受託業務売上に係る期間帰属を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、期末日付近の開発受託業務売上に係る期間帰属を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 開発受託業務売上に係る会社の以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注時に入手した顧客発行の注文書等に基づき、取引金額、納品期日が管理資料に登録されていることを経理責任者の承認により確保するための統制 ・売上高が、顧客が発行した検収書等に基づき検収月で会計システムに計上されていることについて、開発部責任者が開発完了を確認したことに基づいて発行を承認した納品書及び顧客が検収したことを示す検収書等を確認した上で当該売上計上の仕訳を経理責任者が承認することにより確保する統制 <p>(2)期末日付近の開発受託業務売上に係る期間帰属の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上計上仕訳と顧客発行の注文書等の金額との整合性を検討した。 ・開発受託業務について納品物の検収又は役務提供の完了を確かめるため、顧客発行の検収書等を閲覧し、顧客の検収日を検討した。また、一定規模以上の開発受託業務等の取引について、開発担当者等に納品方法及び開発作業の状況等に関する質問を行うことに加えて、納品した成果物及び納品した事実を示す証拠を閲覧し検収日までに納品されているかを検討した。 ・納品物の検収又は役務提供の完了を確かめるため、当事業年度末の翌月の原価管理資料を閲覧し、追加原価の発生の有無を検討した。 ・売掛金の回収について、顧客との契約内容(支払条件)を確かめるとともに契約当事者から期日どおりに入金されているかどうかについて検討した。 ・売掛金の残高確認は、期末日を基準として実施し、売掛金残高と顧客からの回答情報との整合性を検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続

を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。